

## 三重大学教育学部外部評価委員会内規

(平成12年4月1日制定)

(設置)

第1条 教育学部に、三重大学教育学部外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 人格見識が高く、かつ、本学部の振興発展に関心と理解のある三重大学の職員以外の者による評価を取り入れて、本学部の教育研究活動等の改善と活性化に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、学外委員と学部委員をもって組織する。

第4条 学外委員は、学部長が選考した者若干名とする。

第5条 学部委員は次の各号に掲げる者とする。

- 一 学部長
- 二 評議員
- 三 学部自己点検・評価特別委員会から委員長、副委員長 各1名
- 四 学部運営委員会から 1名
- 五 実施年度の課題に基づく委員 若干名

(任期)

第6条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(委員会の開催)

第7条 委員会は、原則として年1回開催する。

(運営)

第8条 委員会の運営は学部長があたる。

(評価項目)

第9条 委員会による評価項目は、本学部の教育研究活動等の改善と活性化に資する事項とし、次の項目を含むものとする。

- 一 教育活動に関する事。
- 二 研究活動に関する事。
- 三 国際交流に関する事。
- 四 社会との連携に関する事。

(その他)

第10条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この内規は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成14年1月9日から施行する。